

○託送料金相当額について

託送料金相当額とは、電気料金に含まれる送配電ネットワークの利用料金相当分をいい、お客さまの契約種別や電気のご使用量などに応じて、北陸電力送配電株式会社の定める託送供給等約款に当てはめて算定した参考値です。

なお、託送料金相当額には、賠償負担金相当額および廃炉円滑化負担金相当額*を含みます。

※賠償負担金相当額 : 2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以前に確保されておくべきであった万一の際の原子力事故に係る賠償への備え

廃炉円滑化負担金相当額 : 原子力依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるために措置された廃炉会計制度に係る費用

<従量制お客さまにおける託送料金相当額、賠償負担金相当額および廃炉円滑化負担金相当額（参考）>

下図計算式に、1ヵ月の電気のご使用量を当てはめて計算していただくことで、算出することができます。

電気のご使用量	北陸電力エリアにおける低圧託送料金平均単価		託送料金相当額
[] kWh	× 8.58円/kWh	=	[] 円

※ 託送料金相当額 [低圧託送平均単価 8.58円/kWh (税込)] には、法律で定められた賠償負担金相当額 [0.04円/kWh (税込)] および廃炉円滑化負担金相当額 [1銭未満/kWh (税込)] を含んでおります。

※ 標記の単価には、消費税等相当額を含んでおります。

<定額制お客さまにおける託送料金相当額、賠償負担金相当額および廃炉円滑化負担金相当額（参考）>

・定額電灯および公衆街路灯Aの場合

電灯定額接続送電サービス		単位	託送料金相当額(円)	(再掲)	
				賠償負担金相当額(円)	廃炉円滑化負担金相当額(円)
電灯 料金	10Wまで	1灯につき	32.43	0.19	0.01
	10Wをこえ20Wまで	1灯につき	64.85	0.38	0.02
	20Wをこえ40Wまで	1灯につき	129.70	0.76	0.03
	40Wをこえ60Wまで	1灯につき	194.57	1.14	0.05
	60Wをこえ100Wまで	1灯につき	324.27	1.90	0.08
	100Wをこえる100Wまでごとに	1灯につき	324.27	1.90	0.08
小型 機器 料金	50VAまで	1機器につき	96.86	0.57	0.02
	50VAをこえ100VAまで	1機器につき	193.72	1.14	0.05
	100VAをこえる100VAまでごとに	1機器につき	193.72	1.14	0.05

・臨時電灯Aおよび臨時電力の場合

電灯（動力）臨時定額接続送電サービス		単位	託送料金相当額(円)	(再掲)	
				賠償負担金相当額(円)	廃炉円滑化負担金相当額(円)
電灯	総容量が50VAまでの場合	1日につき	2.88	0.02	1銭未満
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	1日につき	5.74	0.03	1銭未満
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1日につき	5.74	0.03	1銭未満
	総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	1日につき	57.49	0.31	0.01
	総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1日につき	57.49	0.31	0.01
動力	臨時接続送電サービス契約電力1kW	1日につき	87.46	0.32	0.01

※ 標記の単価には、消費税等相当額を含んでおります。